

パブリック・コメント制度 市の政策等にご意見をお寄せください



さいたま市では、市民の皆さんの意見を市政に反映させるため、基本的な計画や条例の素案等に対して広く意見を募集するパブリック・コメントを実施しています。

名称	内容	募集期限	担当課
第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン(素案)	本市の子ども・若者・子育て世帯に関する総合的な計画の素案(計画期間:令和7~11年度)	1月24日(金)	市役所 子ども・青少年政策課 ☎829・1909、FAX829・1960

資料の公表場所 担当課、各区情報公開コーナー、市ホームページなど

※パブリック・コメントを実施した(予定している)計画など、詳しくは、市ホームページでご覧になれます。

詳しくはこちら▶



の情報

住民登録に関する届出 ～届出は区民課または各支所へ～

届出	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 (本市に越してきた方)	転入をした日から 14 日以内	本人または 世帯主ほか	●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの方) ●転出証明書(前住所地の市区町村役場で発行されている場合) ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの(すでに加入している世帯に一部転入し、世帯主が変わる場合) ●国民年金手帳(加入者) ●介護保険受給資格証(受給者)
転出届 (本市から越される方)	転出する前 (1 か月前から 受け付けます)		●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの方) ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの(加入者) ●印鑑登録証(印鑑登録している方) ●介護保険被保険者証(加入者) ●後期高齢者医療被保険者証または資格確認書(加入者) ●子育て支援医療費受給資格証(受給者)
転居届 (市内で越された方)	転居をした日から 14 日以内		●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの方) ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの(加入者) ●介護保険被保険者証(加入者) ●後期高齢者医療被保険者証または資格確認書(加入者) ●子育て支援医療費受給資格証(受給者)

- 届出には本人が確認できる証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。代理人が届出する場合は委任状が必要です。
- 住民登録の届出に印鑑は不要ですが、届出に伴う諸手続きが必要な場合があります。
- 外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を併せてお持ちください。

広告

不動産の売り方無料個別講座

「不動産を売るとき」って、
どうしたらいいの？
1月10日(金)～1月31日(金)
売却のノウハウを伝授

売却の基礎からノウハウを伝授してくれます。この機会に参加を(要予約)。不動産の無料価格査定相談にも応じます。

日 1月10日(金)～1月31日(金)

・10時～17時※希望の日時を伝えてください(水・祝定休)

所 ①明治安田生命浦和ビル

6階会議室(浦和センター・浦和区高砂2-1-1・J

R「浦和」駅西口徒歩2分)

②大宮仲町センタービル6

階会議室(大宮センター・大宮区仲町2-23-2・J

R「大宮」駅東口徒歩3分)

定 各日3組(要予約・先着

順)※売り方を知りたい不

動産の所在地を伝えてくだ

さい※物件の場所により対

応できない場合があります

申 無料講座事務局

☎0120・225・238

【9時30分～17時30分・12

月29日(日)～1月3日(金)

年末年始休業】

※提供された個人情報主

催者が取得し、本講座の申

し込み受け付け、運営の管

理に利用します

無料講座では、不動産売

却時の契約の流れ、進め方

のポイントや注意点、売却

にかかる諸経費など、不動

産を売るときに事前に知っ

ておきたい知識を分かりや

すく解説。戸建、マンション、

収益物件などさまざまなケ

ースを踏まえ、不動産

の

